

受付印		夫婦関係調整調停申立書 事件名(離婚)	
収入印紙	円	収入印紙貼付欄(1200円)	
予納郵便切手	円		

準口頭		関連事件番号
-----	--	--------

横浜家庭裁判所 御中 令和4年12月 日	申立手続代理人	弁護士 井上清彦 同 石川斗馬
-------------------------	---------	------------------------

添付書類	申立人の戸籍謄本	1通
	委任状	1通

申立人	本籍	埼玉県川口市新井町12番地10
	住所	〒248-0033 神奈川県鎌倉市腰越一丁目6番18-3号
	フリガナ	カメダ ケイコ

	氏名	亀田佳子	昭和46年7月1日生れ
申立 手続 代理 人	事務所	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号 ニチビル浦和3階 栄総合法律事務所	電話(048)839-7341 FAX(048)839-7348
	フリガナ 氏名	イノウエ キヨヒコ 弁護士 井上 清彦 イシカワ トウマ 同 石川 斗馬	
相手 方	国籍	インドネシア国	
	住所	〒248-0033 神奈川県鎌倉市腰越一丁目6番18-3号	
	フリガナ 氏名	シマモラ マルタ SIMAMORA MARTA	1975年7月7日生れ

申立 て の 趣 旨

- 1 申立人と相手方は、調停離婚する。
- 2 申立人と相手方の間の未成年の子である長女奈那（平成28年3月6日生まれ）の親権者を母である申立人と定め、申立人にて監護養育する。
との調停を求める。

申立 て の 実 情

同居を始めた日…平成24年(2012年)5月ころ

別居を始めた日…令和4年(2022年)9月26日ころ

第1 当事者

- 1 申立人と相手方は、平成24年(2012年)5月5日、婚姻届を了した夫婦である。
- 2 申立人と相手方の間には、長女奈那(平成28年3月6日生まれ)が生まれた。

第2 婚姻破綻に至る経緯

- 1 婚姻後、申立人は日本国内に住んで仕事をして、相手方は、インドネシアと日本に住む申立人の家とを行ったり来たりしながら暮らした。
- 2 申立人とその父は、平成25年(2013年)以降、相手方がインドネシアのメンタワイ諸島の島で事業(サーフィンリゾート)を起こすことに協力して多額の資金を提供した。
相手方は、申立人とその父から提供された資金を使って、事業用地を購入したり、宿泊施設(バンガロー)を作るなどしたが、完成するまでには至らなかった。
- 3 令和3年(2021年)12月、相手方は日本にやってきて、鎌倉の家(本申立書記載の住所、所有者は申立人の父)に申立人と同居した。
しかしながら、このころ、インドネシアでの相手方の事業計画は停止してしまっていた。
申立人が見る限り、相手方には事業計画を再開しようとする様子は見られず、しかも、日本にいる間、何らかの仕事をすることもなく、毎日を遊んで無為に過ごしていた。
そのため、申立人と相手方の間では、今後の生活設計などをめぐって口論が繰り返されるようになった。
- 4 令和4年(2022年)9月15日、申立人と相手方は口論になり、その際、相手方は、室内に置いてあった写真立てのガラスをたたき割ったり、申立人の顔を絞めるなどの暴行に及び、警察が出動する事態にまでなった。
- 5 その後、間もなく申立人は、長女を連れて、川口市内の実家に戻った。

6 令和4年10月初め、申立人が相手方に対し離婚したい旨、申し入れたところ、相手方は離婚に応じる旨回答した。

そこで、申立人は相手方に対し離婚届用紙を渡したが、相手方はこれに署名することなく放置している。

第3 離婚原因

以上の経緯から、申立人と相手方の性格の不一致は顕著であって、相手方の暴行行為等も加わって信頼関係は喪失し、婚姻関係は関係修復の見込みがないほどに破綻しており、婚姻関係を継続し難い重大な事由（民法第770条第1項五号）がある。

第4 離婚条件

1 親権者

これまで長女奈那（6歳）の監護養育は、ほとんどすべて申立人が行ってきたものであり、現在の奈那の年齢からしても、本件離婚に伴い、同人の親権者には申立人がなって、引き続き監護養育することが妥当である。

2 なお、現在、相手方が居住する鎌倉の家は、申立人の父親（埼玉県川口市在住）の所有であって、申立人の父親は、これを夫婦である申立人と相手方のために無償で貸与してきた。

申立人としては、今般、相手方と離婚するにあたり、相手方においては速やかに鎌倉の家から退去するよう求めるものである。

第5 結論

よって、本件調停を申し立てた次第である。

以上